

## 民生常任委員会 審査順序

### ● 付託議案について

議案第 117 号 令和 3 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中 3 款 民生費 4 款 衛生費 2 款 総務費	全部 1 項 保健衛生費 1 項 総務管理費 3 項 戸籍住民基本台帳費	1 目 1 節、3 節、4 節

議案第 122 号 令和 3 年度八戸市介護保険特別会計補正予算

### ● 陳情審査

令和 3 年陳情第 6 号 選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を求める陳情

令和 3 年陳情第 11 号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

[民生協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 「子ども家庭総合支援拠点」及び「配偶者暴力相談支援センター」の設置について
- 2 地域の安全・安心を実感できるまちづくり連携協定の締結について

○民生常任委員会付託

番 号	令和3年陳情第6号	受理年月日	令和3年5月25日
件 名	選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を求める陳情		
提 出 者	八戸市鳥屋部町1-2 板橋ビル3階 新日本婦人の会八戸支部 支部長 一山 恭		
紹介議員			
要 旨			
<p>別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声は、ますます切実です。現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられています。夫婦同姓を強制している国は日本以外にはなく、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。</p> <p>国連女性差別撤廃委員会をはじめとする国連や国際機関も日本政府に対し、民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告しています。法制審議会は1996年に選択的夫婦別姓の導入などを含む民法改正の要綱を答申していますが、25年間たなごらしのままです。</p> <p>2015年12月、最高裁判所は、夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断を示し、制度の在り方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しました。すでに5年以上が経過し、地方議会からも早期改正の意見書が次々あがっており、一日も早い国会の対応が求められます。</p> <p>以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択してください。</p> <p>・ 選択的夫婦別姓の導入など一日も早い民法改正を行うこと</p>			

## 選択的夫婦別姓制度の導入など一日も早い民法改正を求める陳情について

### 1 選択的夫婦別姓制度とは

選択的夫婦別姓制度とは、結婚する際に夫婦同姓か夫婦別姓かを自由に選べ、夫婦が希望すれば結婚前の姓をそれぞれ名乗ることを認める制度である。民法等の法律では「姓」や「名字」のことを「氏」と呼んでいることから、法務省では、選択的夫婦別氏制度と呼んでいる。

民法 750 条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と規定しており、現在の制度では、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が必ず氏を改めなければならない。

### 2 これまでの経過等

- (1) 平成 8 年 2 月、法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申し、法務省では平成 8 年及び平成 22 年にそれぞれ改正法案を準備したが、いずれも国会に提出するには至らなかった。
- (2) 平成 27 年 12 月、最高裁判所が民法の夫婦同姓規定を「合憲」と判断する一方で、選択的夫婦別姓制度は国会で論ぜられ判断されるべき事柄と指摘した。
- (3) 令和 2 年 12 月に閣議決定された第 5 次男女共同参画基本計画でも、夫婦の氏に関する具体的な制度のあり方に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進めることとされている。
- (4) 令和 3 年 6 月、最高裁判所は再び、民法の夫婦同姓規定を「合憲」と判断し、選択的夫婦別姓制度は国会で論ぜられ判断されるべき事柄と指摘した。

### 3 「家族の法制に関する世論調査」（平成 29 年に内閣府が実施）の結果

- ・「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」・・・ 29. 3%
- ・「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」  
・・・ 42. 5%
- ・「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」  
・・・ 24. 4%

○民生常任委員会付託

番 号	令和3年陳情第11号	受理年月日	令和3年8月2日
件 名	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について 国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする 意見書の採択を求める陳情		
提 出 者	沖縄県那覇市おもろまち4丁目17番11号1階 「新しい提案」実行委員会 責任者 安里 長従  東京都新宿区四谷二丁目8番地 岡本ビル5階(505号) 全国青年司法書士協議会 会長 阿部 健太郎		
紹介議員			
要 旨			
<p>1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。殊に沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。</p> <p>2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任を持って行う法整備等の仕組みの中で解決すること。</p> <p>3. その中で、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国全ての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正かつ民主的な手続により決定することを議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。</p>			

## 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について 国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする 意見書の採択を求める陳情について

### 1 普天間飛行場の移設概要

#### (1) 移設目的

宜野湾市街地に位置し、住宅や学校などに密接する世界で最も危険な飛行場と言われる普天間飛行場の危険性除去のため

#### (2) 移設先決定の経緯

年 月	経 緯
1996年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄に関する特別行動委員会（SACO※）最終報告</li> <li style="padding-left: 20px;">→海上施設を沖縄本島の東海岸沖に建設（撤去可能なもの）</li> <li style="padding-left: 20px;">※SACO：Special Action Committee on Okinawa</li> </ul>
1999年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県知事、軍民共用を条件に移設候補地を名護市辺野古沿岸域に決定した旨を表明</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名護市長、受入を表明</li> <li>・「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）</li> <li style="padding-left: 20px;">→「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」に建設</li> </ul>
2002年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防衛庁長官と沖縄県知事などとの間で「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を締結</li> <li>・「普天間飛行場代替施設の基本計画」策定</li> <li style="padding-left: 20px;">→規模、工法、具体的建設場所などを決定</li> </ul>
2006年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防衛庁長官と名護市長・宜野座村長との間で「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」を締結</li> <li style="padding-left: 20px;">→周辺地域上空の飛行ルートを回避する方向で対応することに合意</li> </ul>

#### (3) 基地使用部隊

海兵隊：第36海兵航空群

#### (4) 移設先（代替施設）

キャンプ・シュワブ辺野古崎地区（名護市）及びこれに隣接する水域

(5) 機能の分散

機能	移転先	進捗状況
オスプレイなどの運用機能	・ キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域	2017年11月 護岸工事開始 ※現在、キャンプ・シュワブ南側で埋立工事を実施中
空中給油機の運用機能	・ 岩国飛行場（山口県）	2014年移駐完了
緊急時における航空機の受入機能	・ ついき 築城飛行場（福岡県） ・ にゅうたばる 新田原飛行場（宮崎県）	移転予定

(6) 施設比較

項目	普天間飛行場	移設先（代替施設）
面積	約 476 ha	約 150 ha（埋立面積）
航空機	・ オスプレイ：MV-22 ・ ヘリコプター：CH-53、UH-1 ・ 空中給油機：KC-130 など	・ オスプレイ：MV-22 ・ ヘリコプター：CH-53、UH-1 など
滑走路	約 2,740m	約 1,800m
飛行経路	市街地上空	海上（安全性向上、騒音軽減）

2 代替施設を沖縄県内に設ける理由（参考：令和3年版防衛白書、防衛省ホームページ）

- ① 沖縄は東アジアの各地域に近い位置にあると同時に、周辺諸国との間に一定の距離を置いているという利点を有しているなど、安全保障上、極めて重要な位置
- ② 米海兵隊は優れた即応性・機動性を持ち多種多様な広範な任務に対応可能であり、沖縄に駐留することは、わが国のみならず東アジア地域の平和や安全の確保のため重要
- ③ 海兵隊の運用に当たっては、各部隊等が相互に連携することが不可欠であり、訓練や演習などにおいて日常的に活動を共にする組織が近くに位置することが必要
- ④ 日米両政府は、2012年4月、2013年10月、2015年4月、2017年8月、2019年4月、2021年3月の日米安全保障協議委員会（通称「2+2」）、さらに、2017年2月及び11月、2018年4月並びに2021年4月に行われた日米首脳会談にあたって発出された共同声明などにおいても、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認

3 国と沖縄県の係争等

代替施設建設のための公有水面埋立については、平成25（2013）年12月27日に仲井眞知事によって承認されたが、その後辺野古移設反対を掲げる翁長知事、玉城知事の下、当該承認の取消し（撤回）に踏み切った県と辺野古移設を唯一の解決策とする国の

対立は訴訟にも発展する中、(中略)、国と県の間で現在2つの訴訟が係属中である(引用元:中西渉(参議院第一特別調査室)「沖縄・北方問題の現状と課題」『立法と調査』No. 421, 2020, pp. 214-228(p. 221-222))

※令和3年9月時点においては1つの訴訟が係属中

## 【参考】

### 〔確定済の訴訟〕

- ① 沖縄県による公有水面埋立承認取消処分  
2016年7月 国土交通大臣が、取り消し処分の是正指示に対して沖縄県知事が従わないことの違法確認訴訟を提起  
2016年12月 最高裁が沖縄県知事の上告を棄却(国勝訴)
- ② 沖縄県による岩礁破碎等行為の差止  
2017年7月 沖縄県知事が、沖縄防衛局が行っている岩礁破碎等行為の差止めを求める訴訟を提起  
2019年3月 沖縄県知事が最高裁への上告受理申立てを取下げ(国勝訴)
- ③ 沖縄県による公有水面埋立承認取消処分(撤回)  
2019年7月 沖縄県知事が、沖縄防衛局長からの審査請求に対する国土交通大臣による裁決の取消しを求める訴訟を提起  
2020年3月 最高裁が沖縄県知事の訴えを棄却(国勝訴)
- ④ 沖縄県による造礁サンゴ類特別採捕許可取消処分  
2020年7月 沖縄県知事が、農林水産大臣の是正指示を不服とし、是正指示の取消しを求める訴訟を提起  
2021年7月 最高裁が沖縄県知事の訴えを棄却(国勝訴)

### 〔係属中の訴訟〕

- 沖縄県による公有水面埋立承認取消(撤回)処分  
2018年10月 沖縄防衛局長が、国土交通大臣に対し、沖縄県副知事からの公有水面の埋立承認の撤回処分に対する審査請求  
2019年4月 国土交通大臣が、沖縄防衛局長からの審査請求に対し、沖縄県副知事による埋立承認の撤回処分を取り消す裁決  
2019年8月 沖縄県知事が、国土交通大臣の裁決を不服とし、裁決の取消しを求める訴訟を沖縄地裁へ提起  
2020年11月 那覇地裁が沖縄県知事の訴えを却下  
2020年12月 沖縄県知事が福岡高裁那覇支部に控訴

### 〔その他〕

- 沖縄県による造礁サンゴ類特別採捕許可取消処分  
2021年8月 沖縄防衛局長が、農林水産大臣に対し、沖縄県知事からの造礁サンゴ類特別採捕許可取消処分に対する審査請求及び執行停止申立て

#### 4 「辺野古米軍基地建設のための埋め立て」の賛否を問う県民投票

(1) 執行日 平成 31 年 2 月 24 日

(2) 執行結果

賛成	反対	どちらでも ない	有効投票	無効投票	不受理等	投票者数
114,933	434,273	52,682	601,888	3,497	11	606,385

投票率 : 52.48%



## 「子ども家庭総合支援拠点」及び「配偶者暴力相談支援センター」の設置について

近年増加する児童虐待とDV被害の相談に対応するため、「八戸版ネウボラ」の取組推進の一環として、子育て世代包括支援センター（市保健所健康づくり推進課内）や市教育委員会こども支援センターを始め、庁内関係課や関係機関と連携し、法律に基づく「子ども家庭総合支援拠点」及び「配偶者暴力相談支援センター」を新たに設置することにより、八戸市総合保健センターにおいて、児童・保護者及びDV被害者・同伴家族のため、ワンストップ型の相談・支援態勢を拡充します。

### 1. 八戸市子ども家庭総合支援拠点の設置

- (1) 概要 児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点  
(児童福祉法第10条の2)
- (2) 設置主体 八戸市
- (3) 開始時期 令和3年10月1日
- (4) 場所 八戸市健康部こども家庭相談室（八戸市総合保健センター3階）
- (5) 業務内容
  - ①子ども家庭支援全般に関する業務（実情の把握、情報の提供、総合調整）
  - ②要支援・要保護児童、特定妊婦等への支援業務
  - ③関係機関との連絡調整（要保護児童対策地域協議会の活用、児童相談所との連携・協働、他関係機関との連携等）
  - ④子どもを養育している里親への支援等

### 2. 八戸市配偶者暴力相談支援センターの設置

- (1) 概要 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための機能整備・業務実施  
(DV防止法〔配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律〕第3条)
- (2) 設置主体 八戸市
- (3) 開始時期 令和3年10月1日
- (4) 場所 八戸市健康部こども家庭相談室（八戸市総合保健センター3階）
- (5) 業務内容
  - ①配偶者等の暴力に関連する相談対応、相談機関の紹介
  - ②医学的・心理学的な援助のため、女性相談所等と連携した適切な相談機関等の紹介
  - ③被害者と同伴家族の緊急時における安全の確保
  - ④被害者の自立した生活のため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度等に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整・援助
  - ⑤保護命令（法第10条）に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整
  - ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整・援助

## 地域の安全・安心を実感できるまちづくり連携協定の締結について

### 1 協定締結の目的

八戸市内における犯罪の未然防止、犯人の早期検挙及び子ども・女性の安全確保などに極めて有効な防犯カメラを必要な箇所に設置し、地域の防犯環境を向上させることにより、安全・安心を実感できるまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

### 2 協定締結の相手方

八戸地区連合防犯協会 副会長 橋本 精二  
青い森信用金庫 理事長 益子 政士

### 3 協定の概要

八戸地区連合防犯協会の防犯カメラ設置促進事業において、青い森信用金庫が、地域の一人として防犯カメラの被貸与団体となり設置場所を無償で提供し電気料金を負担するもの。

### 4 締結年月日

令和3年9月6日（月）